

市第 162 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の 3 第 1 項中「除く。）」の次に「のうち、40歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を加え、「 9,000 円」を「18,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年 3 月 31 日までの間は、施行日の前日においてこの条例による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の 3 第 1 項の規定による職員に該当して住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者で、施行日以後も引き続き自ら居住するため、借り受けた住居（この条例による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新条例」という

。) 第10条の3第1項に規定する住居をいう。) の家賃を支払っているもの（新条例第10条の3第1項に規定する規則で定める職員を除く。）のうち、施行日の前日までに40歳に達しているもの及び施行日から平成30年3月31日までの間に40歳に達するものに係る住居手当については、旧条例第10条の3第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日の前日までに40歳に達している者に対する施行日から平成28年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「7,200円」と、平成28年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成29年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「5,400円」と、平成29年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成30年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「3,600円」と、平成30年3月31日までに40歳に達する者に対する同年4月1日から平成31年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「9,000円」とあるのは「1,800円」とする。

提 案 理 由

住居手当を支給する職員の範囲及び額を改めるため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（住居手当）

第10条の3 住居手当は、自ら居住するため、借り受けた住居（市の公舎及び職員宿舎並びにその扶養親族（規則で定める者に限る。）が所有する住宅を除き、貸間を含む。次項において同じ。）の家賃を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）のうち、40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に支給し、その月額は、 $\frac{18,000 \text{ 円}}{9,000 \text{ 円}}$ とする。

（第2項及び第3項省略）